

# 委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

### (ウィークリースタンス)

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

### (Web会議【発注者指定型】)

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

### (Web検査【発注者指定型】)

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

### (業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

### (オンライン電子納品)

**第10条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

**（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

**（C I M活用業務【受注者希望型】）**

**第12条** 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

**（本業務の特記仕様事項）**

**第13条** 本業務における特記仕様事項は、次頁のとおりとする。

## 1 令和7年交通事故調査

### (1) 事故資料収集整理

徳島県警察本部交通企画課を通して、各所轄署に保管されている交通事故事件簿（以下事故原票）（令和7年1月～12月に発生した交通事故）の収集（デジタルカメラにて個人情報部分に当たる記録を除いて撮影）を行い整理する。なお、数値データについては徳島県警察本部交通企画課から支給を受ける。

### (2) 事故状況図作成

収集整理した事故原票に記載されている情報（事故状況ポンチ絵、事故発生箇所の住所）により県所有の道路台帳平面図（S=1：1,000）に事故の状況（事故類型の図示、発生日時等）を記入する。

### (3) 事故データ作成

資料収集により整理された事故原票及び事故データを基に、路線別、センサス区間別に交通事故集計表を作成する。

### (4) 事故率調査

交通事故集計表により、センサス区間毎に事故死傷率を計算し、事故集計及び事故率表の作成を行い、S=1:50,000管内図に総括取りまとめを行う。

### (5) データベース作成

作成を行った事故状況図を基に事故1件毎の位置情報等を追加し事故データベースを作成する。

### (6) 事故データシステム化

①令和7年事故の位置を記入している、事故状況図をJPG等に変換し、ファイル番号（事務所番号、路線番号、図面番号等）を整理する。

②事故原票についてファイル番号（年、警察署、事故原票番号）を入力し整理する。

③上記の事故状況図及び事故原票をエクセルで作成する簡易な検索システムに取り込み「事故データベース」とリンクさせる。

## 2 令和3年登録事故危険箇所現地調査

第5次社会資本整備重点計画（R3～R7）期間内に対策を行った事故危険箇所について、現場資料（現況写真、対策状況写真等）を収集する。

## 3 事故危険箇所の対策効果確認

### (1) 令和3年登録事故危険箇所

令和3年に登録した事故危険箇所について、事故発生状況等のフォローアップを行い、「事故対策データベース入力システム（財団法人交通事故分析センター）」に登録するための資料作成を行う。

### (2) 平成28年登録事故危険箇所

平成28年に登録した事故危険箇所について、事故発生状況等のフォローアップを行い、「事故対策データベース入力システム（財団法人交通事故分析センター）」に登録するための資料作成を行う。

## 4 事故対策データベース新規登録（令和8年登録事故危険箇所）

令和8年に登録する事故危険箇所について事故対策データベースに登録を行う。

## 5 令和8年登録事故危険箇所対策工検討

### (1) 現地調査

第6次社会資本整備重点計画（R8～R12）期間内に対策予定である事故危険箇所について、現場資料（現況写真、周辺地理情報等）を収集する。

### (2) 事故危険箇所対策工検討

現地調査にて収集した資料をもとに、事故危険箇所対策工（簡易な対策）の検討を行う。

### (3) 事故危険箇所対策工の詳細設計

現地調査にて収集した資料をもとに、事故危険箇所対策工の詳細設計を行う。